

香川県報



第 26 号

平成 16 年

4 月 2 日（金曜日）

目次

（○印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 公印の新調 (廃棄物対策課) 一
- 公印の廃止 (健康福祉総務課) 二
- 公印の新調 (" ") 二
- 公印の廃止 (" ") 二
- 公印の新調 (医務国保課) 二

- 救急病院又は救急診療所の認定 (" ") 三

- 救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示 (" ") 三

- 漁業法の規定による内水面第五種共同漁業権遊漁規則の認可 (水産課) 七

- 道路の区域変更 (道路保全課) 七

- 道路の供用開始 (三件) (" ") 八

- 道路の位置指定 (二件) (建築課) 八

- 香川県証紙の売りさばき人の指定 (会計課) 八

公 告

- 平成十六年度調理師試験の実施 (健康福祉総務課) 九

- 土地改良事業の工事完了の届出 (土地改良課) 九

- 一般競争入札の実施 (土木監理課) 一〇

公 安 委 員 会 告 示

- 道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定 (" ") 十一

正 誤

- 平成十六年三月二十六日（香川県報第九一八号）目次中訂正

告 示

●香川県告示第二百二十三号

香川県東讃保健福祉事務所長が保管責任者である香川県知事印を平成十六年四月一日次のとおり新調した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事印



●香川県告示第二百二十三号

香川県中讃保健所坂出支所長、香川県中讃保健所琴平支所長、香川県中讃保健所出納員、香川県中讃保健所坂出支所出納員、香川県中讃保健所琴平支所出納員及び香川県中讃福祉事務所出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 香川県中讃保健所坂出支所長印



二 香川県中讃保健所琴平支所長印



三 香川県中讃福祉事務所長印

四 香川県中讃保健所出納員印

五 香川県中讃保健所坂出支所出納員印

六 香川県中讃保健所琴平支所出納員印

七 香川県中讃福祉事務所出納員印

●香川県告示第二百二十四号

香川県中讃保健福祉事務所長及び香川県中讃保健福祉事務所出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀



一 香川県中讃保健福祉事務所長印

二 香川県中讃保健福祉事務所出納員印

●香川県告示第二百二十五号

香川県立医療短期大学出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀



香川県立医療短期大学出納員印

●香川県告示第二百二十六号

香川県立保健医療大学出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀



香川県立保健医療大学出納員印

●香川県告示第二百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急



病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一六一二	平成十六年四月一日から 平成十九年三月三十一日まで	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会病院	高松市多肥上町一三三一番地一
一六一三	平成十九年三月三十一日まで	医療法人社団藤井外科胃腸科	高松市田村町一二七七

●香川県告示第二百二十八号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一四一一四	平成十六年三月三十一日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会病院	高松市桜町一丁目一六番四号

●香川県告示第二百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、次の内水面第五種共同漁業権遊漁規則を平成十六年四月一日認可した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 第五種共同漁業

1 漁業権者の名称及び住所

名称 三豊淡水漁業協同組合

住所 三豊郡高瀬町大字比地一四〇

2 漁業権の免許番号 内共第一号

3 遊漁規則の内容

三豊淡水漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三豊淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 組合は、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法の制限)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする場合は、手釣り、竿釣り、たも網、すくい網及び投網によらなければならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具又は漁法	規 模
手釣り・竿釣り	1人2本以内
たも網	網口直径30センチメートル以下
すくい網	網口直径50センチメートル以下
投網	網目合15節以下

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なわれなければならない。

魚種名	期 間
あゆ	6月1日から9月30日まで
こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで (ただし、投網によるこい、ふなを対象とする遊漁は6月1日から翌年3月31日まで)

(禁止区域及び期間)

第 5 条 前条の規定による遊漁期間内であっても、次の表のア欄に掲げる水産動物は、イ欄の区域内においてウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種名	イ 区域	ウ 期間
あゆ	財田川三架橋から上流の鹿隈橋までの区域	9月1日から9月30日まで

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

魚種名	全 長
あゆ	7センチメートル以下
こい	18センチメートル以下
ふな	3センチメートル以下
うなぎ	20センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下又は70歳以上のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは1500円とする。

魚種名	漁具又は漁法	遊漁料

あゆ、こい、ふな、うなぎ	手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網	1年間 4,000円

2 遊漁料の納付は、組合が指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において第10条に規定する漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記第1号様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記第2号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式

(表)

遊 漁 承 認 証		財田川漁場第 号
遊 漁 者	住所	(年齢)
	氏名	歳
漁具又は漁法：手釣り、竿釣り、たも網、すくい網、投網		
採捕する魚種：あゆ、こい、ふな、うなぎ		
有効期間：平成 年4月1日から平成 年3月31日まで		
ただし、あゆ漁は6月1日から9月30日まで		
遊 漁 料：一 般 ￥4,000		
中学生等 ￥1,500		
発行者兼		三豊淡水漁業協同組合
取扱責任者		代表理事組合長 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁の際は、必ずこの承認証を携帯しなければなりません。
2 この承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。
3 この承認証は、漁場監視員から請求があったときは提示しなければなりません。
4 遊漁をするときは、お互いに適当な距離を保って他の者の迷惑とならないよう注意してください。
5 法令及び香川県内水面漁業調整規則を守り、さし網、ひき網等違反漁具を使用してはけません。
6 遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがあります。

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所 氏 名 生年月日	年	月	日	(歳)
--------------------	---	---	---	---	----

有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

発行者兼 三豊淡水漁業協同組合
責任者 代表理事組合長 印

●香川県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 鹿庭奥山線（二百六十三号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
木田郡三木町大字奥山字打木乙二 一七番一三地先から	一九・〇	一七・六	四三・〇	一六二	平成十二年香川県告示第五号で変更した区域の一部変更及び不物件化
	四三・〇	四九・〇			
木田郡三木町大字奥山字打木乙二 一七番二地先まで				一六二	

●香川県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 円座香西線（百七十七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市御厩町字落合三四一番四地先から 高松市御厩町字落合一六一番二地先まで	七・六 一・二・四	一〇四	平成十三年香川県告示第六百九十三号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年四月五日

●香川県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 四百三十六号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
小豆郡池田町大字池田字迎地一八六八番五 地先から	一一・五	二八	平成十二年香川県告示第七百六十六号で変更した区域の一部
小豆郡池田町大字池田字迎地一八七二番一 地先まで	一七・〇		
小豆郡池田町大字池田字迎地一九三一番一 地先から	一一・五		

小豆郡池田町大字池田字迎地一九一九番一 地先まで	一四・〇	一七	
小豆郡池田町大字池田字迎地一九九一番一 地先から	一二・五		
小豆郡池田町大字池田字迎地二〇〇一番一 地先まで	二〇・〇	六五	

四 供用開始の期日 平成十六年四月二日

●香川県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年四月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 屋形崎小江湊崎線（二百五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町長浜字内浜甲一八一六番二地 先から	八・六		平成十四年 香川県告示 第四百八号
小豆郡土庄町長浜字内浜甲一八五七番一 地先まで	二三・一	二六・六	で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年四月二日

●香川県告示第二百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第二十四号
- 二 指定年月日 平成十六年三月二十四日
- 三 指定道路の位置 丸亀市土器町西七丁目二三三、二四三、二四四―二、二四六―二、二四七、二四八、二四九―二及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・〇〇〇メートル

延長 六五・二九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において縦覧に供する。

●香川県告示第二百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第二十五号
- 二 指定年月日 平成十六年三月二十四日
- 三 指定道路の位置 善通寺市原田町字下五条一二〇―二―四及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 三五・三八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において縦覧に供する。

●香川県告示第二百三十六号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十六年四月二日

一 指定年月日 香川県知事 真 鍋 武 紀
平成十六年三月十八日

二 住所

高松市錦町二丁目四十八

三 氏名

ドコモサービス四国株式会社 代表取締役社長 池田和成

四 売りさばき場所

高松市サンポート二丁目一 マリタイムプラザ高松

公 告

●香川県公告第百八十三号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定による平成十六年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十六年六月二十七日（日曜日）午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は調理師法附則第三項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したものである。

1 継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設

2 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第十四号又は第三十二号に掲げる営業

四 受験願書の受付期間等

平成十六年五月十七日（月曜日）から同月二十四日（月曜日）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
なお、郵便等により送付する場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。

五 受験願書の交付場所

香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所、高松市保健所又は香川県健康福祉部健康福祉総務課

六 受験手数料

六、一〇〇円

六、一〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。

（県外等に住所を有する者が郵便等により受験願書を提出する場合は、証紙によらず、別に定める方法により納付するものとする。）

七 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所又は高松市保健所

2 県外居住者 郵便番号 七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県健康福祉部健康福祉総務課

電話番号 〇八七—八三二—三二七三

八 合格者の発表

平成十六年七月九日（金曜日）午前十時に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前掲示板及び受験願書の提出先に掲示するとともに、合格者に対して合格通知書を送付する。

九 受験手続等に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

●香川県公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
-----------------	-----------	-----	---------

豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	塚下地区	平成一五、一一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	原下地区	平成一六、三、五

●香川県公告第百八十五号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年四月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 建設工事管理システム開発用機器 一式
- 2 調達案件の特質等 仕様書による。
- 3 設置場所 仕様書による。
- 4 納入期限 平成十六年四月三十日
- 5 借入期間 平成十六年五月一日から平成二十二年四月三十日
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要
三 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告

日現在A級に格付けされている者であること。
3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

6 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービス体制が整備されていることを証明した者であること。

四 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十六年四月二日から平成十六年四月十二日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時まで）

郵便番号 七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

電話番号 ○八七―八三二―三五〇六（ダイヤルイン）

FAX番号 ○八七―八三四―五三七四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年四月七日午前十時

香川県庁東館六階会議室

五 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年四月九日午後三時までに四の1に示した場所に対し、文書で行うこと。回答は、平成十六年四月十二日から平成十六年四月十四日までの午前八時三十分から午後五時まで、四の1に示した場所で閲覧に供する。

六 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、三の5及び6の要件を満たすことを証明する書類を、平成十六年四月十四日午後三時までに、四の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

七 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年四月十六日午後一時

香川県庁北館三階入札室

八 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二章第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否不可とする。

九 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十六年四月十四日午後三時までに入札保証金又は契約保証金の減免申請書を香川県土木部土木監理課に提出すること。

十 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡禁止に関する事項

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、入札に参加しようとする者は、四の1に示した日時及び場所において、必ずその交付を受けること。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の四第一項の規定により、同法第八十条の二第一項第二号に掲げる取消処分者講習を行わせる機関として指定した者の名称等は、次のとおりとする。

平成十六年四月二日

香川県公安委員会委員長 神原博

名称及び住所並びに代表者の指名	事務所及び所在地	講習の種類	指定した年月日
財団法人香川県交通安全協会 高松市郷東町一四二番地一 佐藤敬一郎	香川県自動車学校 高松市郷東町五八七番地一	取消処分者講習	平成十六年 四月一日

正誤

平成十六年三月二十六日（香川県報第九一八号）目次中訂正

ページ	上段	
	正	誤
	香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の始業計画の変更	香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の事業計画の変更

平成十六年四月二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています